東京会場	中央大学 東京都文京区春日１丁目13番27号
	帝京科学大学 東京都足立区千住桜木２丁目２番１号
名古屋会場	名城大学 愛知県名古屋市天白区八事山150番地
大阪会場	大阪商業大学 大阪府東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
福岡会場	九州産業大学 福岡県福岡市東区松香台２丁目３番１号

（注）東京会場の試験場所は選択することができない。また、試験場所は、施設の都合等により変更となる場合がある。

3　受験の申込期間　平成26年５月16日（金曜日）から平成26年６月16日（月曜日）まで。

4　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条第２項及び第３項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人原子力安全技術センター
東京都文京区白山５丁目１番３―101号

5　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書１式

ロ　写真（受験申込前１年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので、受験者本人であることが明瞭にわかるもの。大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）１葉

⑵　所定の受験料（第１種試験14,300円、第２種試験10,200円）は、次のいずれかの方法により納付すること。

イ　公益財団法人原子力安全技術センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。

ロ　現金を公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）まで持参すること。

⑶　受験申込書及び添付書類は、申込期間中に公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）まで持参するか、書留郵便で送付すること。書留郵便の場合、平成26年６月16日の消印があるものまでを有効とする。

⑷　受験申込書に記載した現住所等に変更が生じたときは、第１種試験又は第２種試験の区分、受験希望地、氏名等を明らかにして、その旨を公益財団法人原子力安全技術センターへ届け出ること。

⑸　第１種試験及び第２種試験の両方を受験しようとする者は、試験の区分ごとにそれぞれ受験申込みを行うこと。

⑹　受験申込書の入手を希望する者は、公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）まで申し込むこと。

なお、郵送を希望する者は、切手（受験申込書１部の場合は140円）を貼り付け、送付先を記した返信用封筒（角形２号（縦33センチメートル、横24センチメートル）より大きいもの）を同封して申し込むこと。

⑺　受験申込書の領布期間は、平成26年５月12日（月曜日）から平成26年６月16日（月曜日）までとする。

6　受験手続の窓口及び問い合わせ先

公益財団法人原子力安全技術センター
放射線安全事業部安全業務部
主任者試験グループ
112―8604　東京都文京区白山５丁目１番３―101号　東京富山会館ビル
電話番号　03―3814―7480

西日本事務所
550―0004　大阪府大阪市西区靱本町１丁目８番４号　大阪科学技術センター
電話番号　06―6450―3320

7　合格者の発表　試験に合格した者に対し、放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。また、原子力規制委員会のホームページ及び公益財団法人原子力安全技術センターのホームページに合格者の発表を掲示する。

8　その他　一部の地域において、天災又は公共交通機関の運転停止等により受験ができない者が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しない。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年五月八日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　御殿場瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年六月十二日　午後二時から

三　場所　御殿場市商工会会館　研修室Ａ・Ｂ（静岡県御殿場市萩原五二五）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び御殿場瓦斯株式会社（静岡県御殿場市川島田六〇〇番地）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号があるときは電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「御殿場瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年五月二十九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「御殿場瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年五月二十九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、より傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）
（郵便番号）
住所
（電話番号）
職業

御殿場瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。